

障害のある方を対象とした NHK放送受信料の免除基準

平成20年10月1日からの免除基準は次のとおりです

【全額免除】

- 「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税の場合に、全額免除となります。

*従来の「身体障害者」「重度の知的障害者」から対象を拡大します。
*生活状態の条件を「市町村民税非課税」に統一します。

【半額免除】

- 視覚・聴覚障害者が世帯主の場合に、半額免除となります。
*視覚・聴覚障害者の免除基準の変更はありません。
- 重度の障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)が世帯主の場合に、半額免除となります。
*従来の「重度のし体不自由者」から対象を拡大します。

【従来の免除基準と新しい免除基準(平成20年10月1日から)】

	全額免除 [障害者の方を世帯構成員に有する場合]		半額免除 [障害者の方が世帯主の場合]	
	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から
身体障害者	生活保護法による最低生活費の額に身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる生活状態以下の世帯	世帯構成員全員が市町村民税非課税	●視覚・聴覚障害者 ●重度のし体不自由者	●視覚・聴覚障害者(変更なし) ●重度の身体障害者(内部機能障害等を追加)
知的障害者	重度の知的障害者を構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税	世帯構成員全員が市町村民税非課税(重度以外も対象)	適用外	重度の知的障害者
精神障害者	適用外	世帯構成員全員が市町村民税非課税	適用外	重度の精神障害者

【お問合せ先】NHK視聴者コールセンター

放送受信契約のお申し込みや転居のご連絡

フリーダイヤル

0120-151515

受信料についてのお問い合わせ

ナビダイヤル

0570-077-077

受付時間：午前9時～午後10時[土・日・祝日は午後8時まで]

お客様のお使いの電話から上記のフリーダイヤル・ナビダイヤルにつながらない場合は

☎044-871-8445 または ☎06-6910-3315

受付時間：午前9時～午後9時[土・日・祝日は午後8時まで]

NHK放送受信料の免除基準内容 ※世帯対象

平成20年10月1日施行

	対象	適用条件
全額免除	公的扶助受給者	●生活保護法に定める扶助を受けている場合 ●らい予防法の廃止に関する法律に定める援護を受けている場合 ●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合
	身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	社会福祉事業施設入所者	社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所されている場合
半額免除 （右に該当する世帯主が受信契約者の場合）	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主である場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主である場合
	重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主である場合
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主である場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主である場合

受信料免除の申請手続きについて

- 1 申請書に必要事項を記入してください。
（申請書はNHKまたは自治体の窓口にあります。）
（受信契約がお済みでない方は受信契約もあわせてお申し込みください。）
- 2 自治体に申請書を提出し、免除事由の証明を受けてください。
（NHKに直接申請をされる場合は、各種証明書類をご持参のうえ最寄りのNHK窓口にお越しください。詳細はNHKまでお問い合わせください。）
- 3 証明を受けた申請書をNHKに提出（郵送）してください。
- 4 NHKで免除事由確認のうえ、折り返し「受理通知書」をお届けします。

契約書・申請書の記載内容について

*記載していただいた個人情報、放送受信料の契約・収納、免除基準の適用のほか、受信に関する相談業務、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査へのご協力をお願いのために利用します。

*お引越しによる住所変更など、記載内容に変更があったときは、NHKまでご連絡ください。

免除に該当しなくなったときには

*受信料免除事由が消滅したときは、すみやかにNHKまでご連絡ください。